

第1回 経済建設常任委員会・総務文教常任委員会連合審査会 概要報告

| | | | | | |
|-------|---|----|--------|----|-------------|
| 年 月 日 | 令和4年9月6日 | 会場 | 4階大会議室 | 案件 | 第3回定例会議案第2号 |
| 出席委員 | 山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦 高橋伸典、山崎真由美、黒井徹、佐藤靖、清水一夫、遠藤隆男 | | | | |
| 委員外議員 | | | | | |
| 欠席委員 | | | | | |

議題 令和4年第3回定例会 議案第2号

名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例の制定について

連合審査会山田委員長より審査方法、案件の説明があり、その後、理事者から条例の制定について説明を受けたあと、質疑に入った。

【質疑】

Q：条例案の中では「常時雇用者が5人以上」という表現をしているが、逐条解説では「新規雇用者が5人以上」と表現されている。「常時雇用」と「新規雇用」では全然意味合いが違うと思うが、どちらが正解なのか。

A：条文については別表のとおりという形であって、逐条解説に例えば「増加する常時雇用者（以下、「新規雇用者」という。）」という形で注釈して、一回それを入れてしまえばその後「新規雇用者」で通るから、基本的な意味合いは同じということで、逐条解説については修正したいと思う。

Q：4月に名寄市企業立地促進条例が改正されて、それから半年経たないうちに特例条例が提案された。4月の段階でこのことが想定できなかったのかどうか。業種についても増やしたわけだから、なぜ4月の段階でそこが見通せなかったのか。また、今回それを想定しなくてはならなくなった理由がどこかにあるのか、その辺について確認させていただきたい。

A：企業立地促進条例は昨年改正した。その後、王子マテリア名寄工場は昨年12月に生産を停止し、製品の出荷や一定の整理も終了した。今年度に入り改めてこの工場稼働停止による経済的損失から早期に経済を再生させ雇用の創出を図るために、我々が進めている3つの柱の事業の具現化に向けた行政としての強いメッセージが必要と考えたところである。

Q：具体的に何か見通しなどがあるのかどうか聞かせていただきたい。

A：バイオマス発電については、今年の3月28日付でFITの申請が通って認可が既に下りている。ただ、世界情勢の不安定な中で、燃烧炉のコストが急激に上がっており、事業決定については再度経費を整理しながら議論しているというところだ。販売できる期間と決められていることから、事業決定については年内ぐらいに方向性を示していかなければ準備期間には間に合わない。

物流については、民間事業者の方から道北圏域の課題のヒヤリングをしながら、名寄

を拠点に物を運べないかという話はいただいております、その中でいろいろな製品を保管するための倉庫を、一定程度改修等かけなければ次の事業展開にいけないという事情もあり、そこをどのようにクリアするか。クリアされれば地の利を生かした物流に対しての事業展開というのは名寄を拠点として旗が揚がるというところまで来ていると考えている。

Q：100分の80の割合で9,000万円上限ということだが、手を挙げる企業が多かった場合は9,000万円×手を挙げた事業者数ということで認識してよいか。

A：条例としてはその通りである。当然条件によるので、投資額が80%で9,000万円を超えなければならないが、条件を整えばそのような理解で間違いはない。条例の立場でいうと条件を満たせば申請の数だけ助成する構成となっている。

Q：今後、課題となっている名寄中学校、名寄東中学校改築問題や図書館、いろんな問題を抱えている名寄市にあって財政見通しが立つのか。

去年出された財政課題の資料を見ても、令和3年度決算は積み立てもできて100億円を超える基金があると報告されたが、財政の将来課題を見た時に名寄市の財政は大丈夫か。智恵文の学校改築では資材高騰で補正を組み、中間処理施設もまだ高騰する可能性があるという中で、予定していた交付税も1億数千万円入ってこない。

ここに踏み込むことに財政当局はどのように判断しているか聞いておきたい。

A：財政面だけ考えると相当厳しい現状にある。現在の王子マテリアの工場停機の影響が今後市内に波及して他の企業なり会社の経営が悪化したり、撤退したりやめたり。あとは労働人口が流出したり、雇用も生まれないとか、様々な悪影響を考える中で、今やらなければならない喫緊の課題であると認識しているところだ。財政面では相当厳しいところだが、この課題については早急に対策を打つ必要があるということで市全体として意思統一、共有しながらこの条例提案に至ったということでご理解いただきたい。

財源の話はまだ未確定ではある。全額単費になることはあるかもしれないが、使える補助金については使えるようにこちらもアンテナを張って情報を集めるし事業についてもよく検討しながら採用していくことになると思う。

昨年の中期財政計画の時に令和8年度末の一般会計の資金残高約8億円ということを示したが、令和3年度の決算額と令和4年度の補正時の数字に置き換えると、一般会計の基金残高は現在のところ24億円に回復する見込みだ。これらは事業の執行残や歳入での特定財源の確保の上振れ分が影響あるので、これらについても今後できるだけ執行残と特定財源の確保につなげて、できるだけ財政負担は小さいものにできればと考えている。

Q：財政当局は上限をしっかりと決めて取り組まなければならないと思う。条文審査は次の機会になるが、王子マテリアが稼働停止したことによる経済的損失が本当に今やろうとしていることで確保できるのか。王子マテリアは従業員がいて経済的行為も市内でしていただいて、資材も市内から一定程度調達していただくなど経済的にも大きく貢献いただいた企業であるが、それと今回やっていることが早期に地域経済を再生させるということに直結するのか。計画を財政・経済対策・総合政策が三位一体でやらないとなかなか見えてこないと思う。

A：条例提案の大きな理由というのが市内経済というものもある。今回のことで、できるだ

け市内の経済、もしくは労働力の関係に問題を波及させないために、今回の補助金についても財政的には非常に厳しいが、やむを得ないものであると認識している。一朝一夕とはいかないと思うが、あそこのエリアで新たな産業が興ればと期待しての提案である。

Q：上限額では9,000万円でなくもっと大きな助成ということも必要ではないか。インパクトの強いイメージが必要になると思うから、上限額を、例えば2億円の投資をすれば80%の1億6,000万円の助成ぐらいの思い切ったことをやらないと、この難局を乗り越えていくのは難しいと考えている。最初の想定している投資額、それを上回る限度額について答えていただければと思う。

もう一つは、第5条（指定および助成措置の取消し等）に第7号までで構成されているが、第4号では「課税の免除の決定、助成措置の決定若しくは」と表現が変わっている。基になる促進条例では「課税の免除を受けた年度の初日又は助成の措置若しくは」となっている。今回の特例条例では表現がどうして変わったのか。措置の決定の初日の持ち方に何か変化があるのか聞きたい。

A：1件当たりの上限としては、通常の企業立地促進条例においても大きな投資額であっても上限額が用地取得と合わせて9,000万円ということで、我々としては財政的なものも考えて、今の助成を超えない範囲が財政的にも大きな影響を与えず措置としてインセンティブになるのではないかと考え9,000万円と設定した。

特例条例においては「課税の免除の決定、助成措置の決定若しくは特別援助を受けた日の属する事業年度から10事業年度後までの間」としている。考え方は変わっていないが、今回法制との協議の中でこの表現に整理した。

山田委員長：答弁が不十分なので、法制と確認のうえ改めて答弁を求める。

Q：上限額の部分であるが、他の自治体ではどのようなになっているのか。今後を見据えた中で企業立地に力を入れるということになれば、もっとインパクトのあるものというか、イメージ戦略ということもあるだろうし、そういうことを想定してやっているところはないのか。その辺どうだったか。

A：他自治体の状況については、昨年度、企業立地促進条例を改正するに当たって多くの事例を比較した。昨年度改正したときにも枠組みを変えて全部改正としたが、中身としては業種の追加と賃借料助成の追加だった。助成の30%と上限額についてそのままにしたのは、他の自治体と比べて大きな違いがなく妥当性があるということで、今の額を決めたという経緯がある。

Q：投資の補助に関する部分だが、これまでずっと住まいる応援事業とか、中心市街地近代化事業も特例で8割という形で、時限でやっている。この時に補助をするに当たって市内の業者に限定して、市内業者がこの事業を行うことを前提にして補助の決定をしていたと認識しているが、その辺について今回の条例の中では特に明記されていないが、考え方について聞きたい。

A：ずっと住まいる応援事業、それから中小企業振興条例に基づく補助事業については、目的の一つに市内事業者の育成と活性化がある。企業立地促進条例においては、投資額の規模も大きく違うということもあるので、この条例においては市内事業者の条件を付けているものではない。

Q：限度額を考えてみれば、大きな助成をするわけである。そうであれば市内には請け負える業者があるわけだから、そこに事業を行ってもらえば、市民理解も得られる。当

然行えない事業もあるとは思う。しかしながら、地元事業者で出来得る部分は相当多いと考える。しっかりそこを使っていく、育成していくということも視野に入れるべき。

A：市内の事業者の方が投資に関わる施設整備や工事に携われるというのが一番望ましい形だと理解をしている。ただ、今検討されているものも含めて特殊な設備を伴うものも当然あるし、そこは市内事業者を特に使ってほしいという枠をはめることによって、今検討中の投資に関わる事業計画そのものが変わってくるということも想定されるので、私たちとしてはより多くの事業者の方が、円滑に事業が進められるということ優先させていただくということで、それに対する支援を今回の条例で提案させていただきながら呼び水ということも含めてメッセージとして伝えていきたいということが主眼にある。

Q：補助を出す際には審査するわけだから、市内で出来るものと住み分けをしながら対応することは可能だと思うが、考えはないか。

A：申請いただく際には事業計画、いろいろな収支など、事業の内容そのものを示していただくことになっている。ただ、その段階でこの工事は市内の事業者でもできるかどうかという専門的な判断はなかなか私たちの方で裁くのは難しい面が大きいと考えている。この条例の中で市内事業者の活用といったところを指定するような条項を設けるということはなかなか難しいと考えているので、ご理解いただきたい。

以上で質疑を終了し、答弁が不十分であった第5条第4号の条文について、法制に確認したうえで次回の連合審査会で報告することを確認した。

また、資料要求として、特例条例を提案するに当たって参考とした他自治体の特例条例等を審査資料として要求することを確認した。

次回、9月12日10時より4階大会議室において連合審査会を開催することを確認した。

報告者 経済建設常任委員会・総務文教常任委員会連合審査会 副委員長 佐久間 誠

第 2 回 経済建設常任委員会・総務文教常任委員会 連合審査会 概要報告

| | | | | | |
|-------|---|----|---------|----|-----------------|
| 年 月 日 | 令和 4 年 9 月 12 日 | 会場 | 4 階大会議室 | 案件 | 第 3 回定例会議案第 2 号 |
| 出席委員 | 山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦 高橋伸典、山崎真由美、黒井徹、佐藤靖、清水一夫、遠藤隆男 | | | | |
| 委員外議員 | 川村幸栄 | | | | |
| 欠席委員 | | | | | |

議題 令和 4 年第 3 回定例会 議案第 2 号

名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例の制定について

次に、前回の審査会において資料要求のあった他市の特例条例で参考とした資料、条例案の逐条解説における「常時雇用者」と「新規雇用者」の解釈、条例案第 5 条第 1 項第 4 号の文言の関係についての説明を受け、質疑に入った。

【質疑】

Q：企業立地促進条例が全部改正されてから半年経過をしない状況の中で特例条例の提案に至った理由について再度詳しく尋ねたい。また、王子マテリアの工場停機による経済的な損失はどの程度あったのかお知らせいただきたい。

A：改めて市で進めようとしている 3 つの柱の具現化をするに当たって、さらに行政としての強いメッセージが必要と考えて区域や期間も限定して特例条例の提案をした。経済的損失については、名寄市における製造品出荷額約 180 億円のうち紙パルプ業が 8 割程度占めていた。

Q：特例条例は 3 つの柱に限定されたものではないということでしょうか。

A：王子マテリアに提案して進めるものとしては 3 つの柱であるが、この特例条例はそれに限定しているものではない。

Q：市内経済の活性化について具体的にどのように資するという判断を持っているのか。雇用に関してもどのような考えを持っているか聞きたい。

A：早い時期に新たな事業を呼び込みたいということで、通常の促進条例より補助率をかき上げし、上限額を引き上げた特例条例を提案し呼び水になればと考えたものだ。全道に比べると高い状態で人手不足が顕著であるということは事実であるが、雇用が創出されることは地域経済再生には重要なことだと考えており、新規学卒者の地元雇用が期待されることや、UJ ターンを含めて市外からの採用に努めてもらうなど、市内における生産年齢人口の増加に寄与するもの。

Q：第 2 条第 1 号に「業者が同社から施設を借り、事業者のニーズに合った改修工事等を行い業者に賃貸すること」という文言があるが、どのような事業者を想定されているのか。

A：可能性としては土地も建物も含めて賃貸になっていくことが非常に高い。物流の拠点化をしていこうと考えた時、倉庫業を生業とする事業者が現れた場合、今まで名寄市

になかった物流の備蓄という新しい事業を展開できるようなイメージだ。

Q：土地を借りてアパートあるいはマンションの経営をして新規雇用者を5人以上雇えば助成可能になるということも想定されるが、条例文に歯止めになることが記されていないように思うが。

A：王子の所有地ということが大前提である。事業展開するためには行政は手続き上介入することができなくて、事業提案者と王子とのやり取りになるが、居住するような供用について、王子は100%認めない。

Q：民間業者同士なので判断は交渉取引の中で行われると思うが、行政がどのようなかたちで公平性を判断するのか。

A：あくまでも事業者と王子の話し合いの中で賃貸に耐えうる事業設計になっているのか審査を終えたうえで助成対象になっていくので、公平性は保たれている。

Q：庁内でしっかり意思疎通された状況の中で物事が進められているのか。

A：王子の工場跡地の問題は喫緊の課題ということで全庁的に課題を共有しながら進めている。

Q：王子マテリアが工場跡地について具体的な提案があれば使用をすることを了承しているということになっているが、提案者は立地する事業者なのか、それとも名寄市なのか。

A：ここでいう提案者は事業者という認識でいる。

Q：提案したから必ず立地できるのか。王子側で最終的な判断になると思うが、立地が確約されない中での条例制定についてどう考えるか。

A：どこで事業を展開するにも土地を売ってくれなければ同じこと。しっかり理解していただいて確約を取って事業化していただくことがセオリーだと考える。

Q：公正、公平という観点からすると、あのエリアに限って80%は本当に公平なのか。

A：企業立地促進条例についても通常ベースでは30%の補助率ということである。今回はまさに特例条例の趣旨として期間を定めてあそこのエリアを活性化させたいという目的があるので、8割という高い率ではあるが、公平というよりは活性化させたいというメッセージだ。

Q：高速道路の土別一名寄間が完成したときに物流の拠点となることを踏んでいろいろ議論してきた。新産業創出というのが根っこにある部分だと思うから、このエリアに限定してしまうと、そこから広がっていかないのではないか。

A：せっかくある大きな施設をうまく使って、名寄は物流拠点として立地的に適しているところだというPRも含めて展開していきたいという思い。

Q：今回追加する不動産賃貸・管理業は促進条例では対応しないのか。特例条例だけの対応になるのか。

A：特例的に土地の利活用を積極的に進めてもらうために、特例条例にだけ追加したという考えである。

Q：助成する判断が王子マテリア側にあるのか。

A：特例条例の立場からすると、王子マテリアが認めたものであれば公平に審査するので、事業展開される事業の助成の主体的は市の審査になる。

Q：地域経済に寄与するという判断基準をどのように審査会として持っているのか。

A：審査に当たって申請する事業が地域経済再生に資するものかどうか、それを見るため

に計画書や企業情報を提出いただくことになる。事業をすることで地域を再生させるものに資さないものが著しいものであれば、そこは判断しなければならないと思うので、まずは事業計画や企業情報などから審査をしていく。

Q：採択件数、総額が決まっているものではないということか。

A：特例条例の立場からすると、要件を満たすところには補助するということになるので、条例の立場で件数、総額としての上限を定めているものではない。

Q：初期投資という言葉が全くないということは、この特例に合えば限られた年数ではあるけれども何回でも使えるという解釈にとれるのか。中期財政計画にもしっかりと盛り込んでいく決意なのか。

A：特例条例では、初期投資に限っているものではない。2,500万円以上の投資をすることは、市内経済の発展に資するという判断の基に限定していないところである。

今年の11月末に示す中期財政計画については今回の特例条例も算入した中期財政計画を策定することとして準備を進めている。件数や総額の具体的な数字については今後内部で検討したい。

Q：名寄市は中間処理施設の建設も控えている。工事費上限がわからない中、ある意味市民が待ち望んでいるものは次年度に先送りしてでもこれをやるという腹は固まったという解釈でよいのか。

A：将来の次世代に引き継ぐ街の絵姿としてしっかりと産業を根付かせるための判断が今迫られているのではないかと思っている。当然市民の皆さんに説明をしなければならない。

Q：国あるいは道からの助成があった場合、市の補助制度と両方を受けることはできるのか。

A：北海道の補助を受けるかは事業者の判断によるが、受ける場合はその投資額から助成額を除いたものを特例条例の補助対象額とする。

Q：中小企業振興審議会のから厳しい仕組みが必要だという意見が出ているが、対応は。また、新たに賃貸業者が補助対象に追加されることが、なぜ利活用がより早く進む可能性につながるのか。

A：操業の年次要件が3年から10年に長くなったことに加えて、災害により操業の継続が出来なくなった場合のみ除くとしているところも厳しい仕組みだと考えている。

広い倉庫を一つの事業で埋め尽くすというのはなかなかハードルが高い。中を分割して使っていただくような事業が考えられるので、賃貸というところもフォローした。

Q：大きな補助金であるから、これらを支出するに当たって市内の事業者が参画できるような仕組みがあれば市民理解も得られると思うが、その部分についてどうか。

A：市内事業者での施工を条例に規定はしないものの、動きがある中で市内事業者の活用を働きかけたり、企業の立地が公表される段階で市内事業者からの積極的な営業活動には期待したい。

以上で第2回経済建設常任委員会・総務文教常任委員会連合審査会を終了した。

第3回 経済建設常任委員会・総務文教常任委員会 連合審査会 概要報告

| | | | | | |
|-------|---|----|--------|----|-------------|
| 年 月 日 | 令和4年9月20日 | 会場 | 4階大会議室 | 案件 | 第3回定例会議案第2号 |
| 出席委員 | 山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦 高橋伸典、山崎真由美、黒井徹、佐藤靖、清水一夫、遠藤隆男 | | | | |
| 委員外議員 | 川村幸栄 | | | | |
| 欠席委員 | | | | | |

議題 令和4年第3回定例会 議案第2号

名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例の制定について

連合審査会山田委員長の開会にあたっての挨拶のあと、委員外議員に川村委員が入ることで承認を得た後、質疑に入った。

【質疑】

Q：複数の案件が上がってきた場合、総額に上限を設けていないことが、どうしても気になる。財政負担の大きなハード事業もある。見通しがほしい。

A：今回の特例条例は期限を切っている緊急的なものだ。10件、20件と来る案件とは想定していない。地域経済若しくは人口の創出を考えると本市として必要なものだ。

Q：敷地から出たらそんなに広い道路幅でもない。道路整備の考え方は。

A：現状の道路幅で大きなトレーラーが出入りして業務が行われてきた。国道40号線から入るところに橋があるが、ここのアクセスは共用道路だと王子が言っている。国道からのアクセスも王子と事業者との交渉になる。

Q：対象業種としては、再エネと物流がメインになってくるとの認識を持った。80%の補助する施策をとるならきちんと市民に周知し説明していくべきだ。

A：市民への説明は、まちづくり懇談会や様々な機会を通じて市の考え方を周知する。

Q：あとから制度を知った事業者とのスタートラインのギャップを揃える必要があると考えるが。

A：新聞など記事が出た時から問い合わせがある。ギャップがあるとは考えていない。王子との交渉によって事業化されるので、市として意識していない。

Q：市民に時系列的にお知らせできるとよいと思うが。

A：あくまでも事業化されたものに支援するという、シンプルな考え方で説明させていただいた方がよいと考える。

Q：賃貸業が入ることで利活用が広がるとの説明だったが、倉庫が複数に分かれているので賃貸業が入らなくてもできるのではないか。

A：1つの倉庫を分割してそれぞれ事業をやることは法律上難しい。一つの一体的な建物のオーナーがいて、そのオーナーが営業倉庫として認可を受けた中での間貸しは問題ない。必ずオーナーがいないと運営できないという形になる。

Q：王子が水利権を持っているが、今後の水の利用はどうなっていくのか。

A：水利権は4万9,000トン持っている（名寄市水道事業の約3倍）。今は解体中の火事に備え、消火栓の水として確保している。水利権を活用できるだけの事業を現在持ち合わせていないので、返上することになるかもしれない。

Q：賃貸業は、又貸しは認められるのか。特に、市民のメリットは何か。市民理解が見えれば進む。

A：又貸しは契約書に明記していれば問題ない。一事業者が借りた倉庫を全部使うならわかりやすいが、ハードルが高い。

市民のメリットについては、しっかりした企業を誘致すれば、新卒者の採用など、若者の定着環境を整える事にもつながる。将来のために投資していく。

以上で連合審査会としての審査を終結し、第3回経済建設常任委員会・総務文教常任委員会連合審査会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会・総務文教常任委員会連合審査会 副委員長 佐久間 誠